

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度大磯町一般会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 19 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

## 専 決 処 分 書

令和2年度大磯町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

大磯町長 中 崎 久 雄

### 理 由

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日）の閣議決定に伴い、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金の迅速な給付に向けた準備を進めるため、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

(別紙)

## 令和2年度大磯町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度大磯町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,325,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,904,473千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
14 国庫支出金	
	2 国庫補助金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,064,597	3,325,473	4,390,070
211,079	3,325,473	3,536,552
9,579,000	3,325,473	12,904,473

歳出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
3 民生費	
	2 児童福祉費
歳出合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,218,498	3,287,960	4,506,458
774,124	3,287,960	4,062,084
3,540,160	37,513	3,577,673
1,416,898	37,513	1,454,411
9,579,000	3,325,473	12,904,473